

第6章 計画推進のしくみ



狩野川の水面に映る逆さ富士

第1節 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを推進するだけでなく、互いに連携・協働しながら各種の取り組みを推進していくことが望まれます。

また、場合によっては国や県、関係機関などとの連携により、全体的・総合的な推進を図る必要があります。

このため、以下に示す体制を整備することにより、関係者が一体となって計画を効果的に推進するものとします。

(1) 庁内体制の整備

環境基本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、関係部局間の連携・協力が不可欠です。

総合的かつ計画的な本計画推進のため、各課等のエコリーダーを通じて、各施策の進行状況把握・点検、関係部局間の連携・調整を行います。

(2) 環境審議会

環境審議会は、伊豆の国市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、識見を有する者、公共的団体の代表者、市長が特に必要と認めた者などの委員10人以内で組織されます。

本審議会において、環境基本計画の報告を受けて点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的かつ広範な見地から審議を行います。

(3) 市民、事業者との連携・協力体制の整備

本計画を実行し、環境保全を図るためには、市による施策の確実な実行だけでなく、市民や事業者の参加と協力による環境に配慮した取り組みの率先的な実践などを欠くことができません。

市としては、環境教育や環境学習、意識啓発の充実、市の広報誌やホームページなどによる情報提供、市民や事業者からの意見聴取、その他市民や事業者の自主的な取り組みに対する支援策などを講じます。また、情報交換や連絡調整、連携・協働のための協議の場などの整備について検討します。

(4) 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上で、国、県、関係機関、隣接する自治体などに対して要請や協力を求める場合が想定されます。

特に大気汚染や水質汚濁、放射性物質対策、地球温暖化問題などについては、市域を超えた広域的な取り組みが必要であるため、今後も国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

第2節 計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価

本計画の進捗状況について定期的に点検・評価を行うことにより、本市の環境について継続的な改善を図るものとします。

計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、①計画 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出などを行うものです。



(2) 結果の報告

本計画の進捗状況は、各課等のエコリーダーを通じて調査・把握するとともに、「環境基本計画年次報告書」として、環境審議会に報告し、意見・指導などを受けるものとします。

年次報告では、計画の全体的な進捗状況、それぞれの施策の実施状況、環境の改善状況などを踏まえて、環境保全のための目標の達成状況を点検・評価するとともに、評価の結果をもとに、施策や事業の見直しについて検討します。

年次報告の結果については、各年度の「伊豆の国市の環境 (仮称)」としてホームページなどを通して市民、事業者に対して公表します。

(3) 環境情報の提供

市民、事業者、行政の連携・協働による環境保全の取り組みを進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。

このため、市の広報誌やホームページなどを積極的に活用し、市民、事業者に対して環境に関する情報を提供します。

(4) 計画の見直し

本計画は、上記(1)～(3)の確実な実行により、適切に進行管理していくものとします。

本計画は、計画の目標年度（平成 35 年度）に見直しを行うことを基本とします。

ただし、社会情勢の変化や市の環境に大きな変化が生じた場合などには、関係機関と協議の上、計画の見直しに関する検討を行います。